

指定短期入所生活介護事業

指導検査基準

— 令和7年4月1日適用 —

東京都福祉局指導監査部指導第一課

指導検査基準（指定短期入所生活介護事業）※ユニット型、空床利用及び併設事業所を除く。

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第 1 基本方針	1 基本方針 指定短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第146条	・運営規程 ・パンフレット等
第 2 人員に関する基準	1 従業員の配置の基準 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに短期入所生活介護従業者の区分に応じ次に定める員数となっているか。 ① 医師 1人以上 ② 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上 ③ 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上 ④ 栄養士又は管理栄養士 1人以上 ただし、利用定員（都条例第111号第149条第1項に規定する利用定員）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所で他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより、当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 ⑤ 機能訓練指導員 1人以上	法第74条第1項 都条例第111号第147条第1項 都規則第141号第31条第1項 施行要領第3の8の1の(5)	・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証 ・業務日誌 ・利用者数が分かる書類等

	⑥ 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数 (2) (1)の利用者数は、前年度の平均数により算定しているか。 ただし、新規に指定短期入所生活介護事業者の指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。 (3) ① (1)②の生活相談員のうち1人、また、(1)③の介護職員又は看護職員のうち1人は常勤の者となっているか。 ② 生活相談員は、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第40号）第5条第2項に定める生活相談員に準じているか。 (4) (1)③の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションとの密接な連携により看護職員を確保しているか。 (5) (1)⑤の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、以下の資格を有する者となっているか。 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が行っても差し支えない。 なお、機能訓練指導員は、当該指定短期入所介護事業所の他の職務に従事することができる。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師又はきゅう師（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）	都規則第141号第31条第3項 都規則第141号第31条第5項 施行要領第3の8の1の(2) 都規則第141号第31条第6項 都規則第141号第31条第7項 施行要領第3の8の1の(4) 都規則第141号第31条第8項	
--	---	--	--

第3 設備に関する基準	※ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、都条例第 112 号第 129 条第 1 項に規定する基準を満たすことをもって、(1)～(5)に規定する基準を満たすものとみなす。 2 管理者 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において管理者を置いているか。 (2) 管理者は、専ら当該指定短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 1 利用定員等 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。 ※ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、都条例第 112 号第 131 条第 1 項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、上記の利用定員に関する基準を満たすものとみなす。 2 設備及び備品等 (1) 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。 ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室	都条例第111号第147条第2項 都条例第111号第148条第1項 都条例第111号第148条第2項 都条例第111号第149条 都規則第141号第32条第1項 法第74条第2項 都条例第111号第150条第1項 都規則第141号第33	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表／タイムカード ・勤務表 ・定員数が分かるもの (運営規程、利用者名簿等) ・平面図 ・設備・備品台帳等
--------------------	--	--	---

	及び機能訓練室（以下「居室等」という。）を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物及び都規則第141号第33条第1項の第2号に定める要件を満たす建物については建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。 (2) (1)の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の①～③のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③ 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 (3) 指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げる①～⑮の設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。また、それぞれの基準を満たしているか。 ① 居室 イ 1の居室の定員は、4人以下とすること。 ロ 利用者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。 ② 食堂 及び ③ 機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、「3㎡×利用定員」以上とすること。	条第1項 施行要領第3の8の2 の(2) 都条例第111号第150 条第2項 都規則第141号第33 条第2項1号 都規則第141号第33 条第2項2号 都規則第141号第33 条第2項3号 都条例第111号第150 条第3項 都規則第141号第33 条第5項	
--	--	--	--

	ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障のない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ④ 浴室 要介護者の入浴に適したものとすること。 ⑤ 便所 要介護者の使用に適したものとすること。 ⑥ 洗面設備 要介護者の使用に適したものとすること。 ⑦ 医務室 ⑧ 静養室 ⑨ 面談室 ⑩ 介護職員室 ⑪ 看護職員室 ⑫ 調理室 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとすること。 ⑬ 洗濯室又は洗濯場 ⑭ 汚物処理室 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものであること。 また、焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。 ⑮ 介護材料室 ※ ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、①居室、⑤便所、⑥洗面設備、⑧静養室、⑩介護職員室、⑪看護職員室を除く設備は、設	施行要領第3の8の2の(9) 施行要領第3の8の2の(10) 施行要領第3の8の2の(11)	
--	--	---	--

	けないことができる。 (4) 上記(3)以外の指定短期入所生活介護事業所の設備は次の基準を満たしているか。 ① 廊下の幅は、1.5m以上（中廊下（廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に使用する設備のある廊下をいう。）にあっては、1.8m以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した指定短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 ② 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ③ 階段の傾斜を緩やかにすること。 ④ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ⑤ 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ※ 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、都条例第112号第132条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(4)の基準を満たすとみなす。 (5) 経過措置 都条例第111号の施行の際現に存する老人短期入所事業を行っている施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち、居室の定員に関する基準（4人以下）、利用者一人当たりの床面積に関する基準（10.65平方メートル以上）、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準（3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上）並びに構造設備の基準（廊下の幅の基準、常夜灯の設置、傾斜路の	都条例第111号第150条第4項 施行要領第3の8の2の(7) 都条例第111号第150条第5項 施行要領第3の8の2の(13)	
--	--	---	--

第4 運営に関する基準	設置等）を適用しないものである。 1 管理者の責務 (1) 管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に、都条例第111号の「第9章第4節 運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 2 運営規程 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の送迎の実施地域 ⑥ 指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項 3 勤務体制の確保等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することができるよう各指定短期入所生活介護事業所において、従業者の勤務体制を定めているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務	都条例第111号第167条（第51条第1項準用） 都条例第111号第167条（第51条第2項準用） 都条例第111号第151条第1項 施行要領第3の8の3の(1) 都条例第111号第167条（第103条第1項準用） 施行要領第3の8の3の(18)イ	・運営規程 ・重要事項説明書 ・指定申請書及び変更届控 ・運営規程 ・就業規則 ・勤務表 ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・勤務実績表（勤務実績が確認できるもの）
--------------------	--	--	--

	関係等を勤務表上明確にしているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定短期入所生活介護については、この限りでない。 (4) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 (5) 指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置) 4 業務継続計画の策定等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的にを行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 5 対象者等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは	都条例第111号第167条（第103条第2項準用） 都条例第111号第167条（第103条第3項準用） 都条例第111号第167条（第103条第4項準用） 都条例第111号第167条（第11条の2第1項準用） 都条例第111号第167条（第11条の2第2項準用） 都条例第111号第167条（第11条の2第3項準用） 都条例第111号第152	・研修計画、実施記録 事業主の方針及び相談に応じる体制が分かる書類等 ・業務継続計画 ・業務継続計画に関する研修・訓練の実施記録等
--	--	--	---

	その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。 6 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 都条例第 111 号第 153 条第 1 項は、指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービスの内容及び利用機関等を含む）につき同意を得ているか。なお、当該同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確	条第1項 都条例第111号第152条第2項 都条例第111号第153条第1項 施行要領第3の8の3の(3)	・運営規程 ・重要事項説明書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類） ・利用契約書（利用者又は家族の署名、その他同意が確認できる書類）
--	---	---	---

	認することが望ましいものである。 7 提供拒否の禁止 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。 8 サービス提供困難時の対応 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 9 受給資格等の確認 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めているか。 10 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定短期入所生活介護事業者は要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の満了日の30日前までに	都条例第111号第167条（第13条準用） 都条例第111号第167条（第14条準用） 都条例第111号第167条（第15条第1項準用） 都条例第111号第167条（第15条第2項準用） 都条例第111号第167条（第16条第1項準用） 都条例第111号第167条（第16条第2項準用）	・利用申込受付簿等 ・居宅介護支援事業者へ連絡をしたことがわかる書類等 ・サービス提供依頼書等 ・利用者に関する記録（被保険者証の写等） ・利用者に関する記録
--	---	---	--

	行われるよう必要な援助を行っているか。 11 心身の状況等の把握 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際しては、利用申込者が法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区市町村への届出等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行っているか。 13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。 14 サービスの提供の記録 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録すると	都条例第111号第167条（第17条準用） 都条例第111号第167条（第19条準用） 都条例第111号第167条（第20条準用） 都条例第111号第167条（第23条第1項準用） 都条例第111号第167条（第23条第2項準	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録等 ・利用者の届出書控等 ・居宅サービス計画書 ・居宅サービス計画書 ・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供記録等 ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・送迎記録 ・サービス提供票、サービス提供票別表等
--	---	--	--

	もに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。 15 利用料等の受領 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、支払を利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額を受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用 ③ 利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用 ④ 利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） ⑥ 理美容に要する費用 ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護として提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの ※①～④に掲げる費用の額については、別に厚生労働大臣が定めるところにより取り扱うこと。 (4) 指定短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービス	用) 都条例第111号第154条第1項 都条例第111号第154条第2項 都条例第111号第154条第3項 都規則第141号第35条の第1項 施行要領第3の8の3の(4)の② 都条例第111号第154	・サービス提供票、サービス提供票別表等 ・介護給付費明細書 ・請求書 ・領収書
--	---	---	---

	スの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 ただし、(3)の①～④に掲げる費用については、文書により同意を得ているか。 (5) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、法施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (6) 指定短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 16 保険給付の申請に必要となる証明書の交付 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 17 指定短期入所生活介護の取扱方針 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行っているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、18(1)に規定する短期入所生活介護計	条第4項 都規則第141号第35条の第2項 法第41条第8項 法施行規則第65条 都条例第111号第167条（第25条準用） 都条例第111号第155条第1項 都条例第111号第155条第2項	・ サービス提供証明書控 （介護給付明細書代用可） ・ 短期入所生活介護計画書
--	--	--	---

	画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われているか。 (3) 指定短期入所生活介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供方法等について、説明を行っているか。 (4) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 (5) 身体的拘束等を行う際の判断体制の整備及び「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているか。 (6) 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じているか。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 (7) 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しているか。 (8) 指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。 18 短期入所生活介護計画の作成 (1) 管理者は、相当期間（概ね4日以上連続して利用する場合を指す。）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏	都条例第111号第155条第3項 都条例第111号第155条第4項 「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年老発第155号（「身体拘束ゼロ作戦」の推進について） 都条例第111号第155条第6項 都規則第141号35条の2 都条例第111号第155条第5項 都条例第111号第155条第7項 都条例第111号第156条第1項 施行要領第3の8の3	・本人又は家族への身体的拘束等に関する説明書 ・緊急やむを得ない場合の検討の記録 ・緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察、再検討記録 ・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会等の記録 ・身体拘束等の適正化のための研修の記録 ・居宅サービス計画書 ・短期入所生活介護計画書（利用者又は家族の署名、又は同意の確認で
--	---	---	---

	まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活介護の継続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。 また、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 なお、短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 (2) 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該指定短期入所生活介護の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。 (3) 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。 (4) 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成しているか。 (5) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めているか。 19 介護 (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行っているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上利用者を入浴させ、又は清しきするとともに、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得	の(6)の① 施行要領第3の8の3の(6)の② 都条例第111号第156条第2項 都条例第111号第156条第3項 施行要領第3の8の3の(6)の④ 施行要領第3の8の3の(6)の⑤ 都条例第111号第157条第1項 都条例第111号第157条第2項	きる書類) ・アセスメントシート ・モニタリングシート ・サービス提供記録 ・業務日誌等
--	---	--	--

	ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、(1) (2)に規定するほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行っているか。 (4) 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (5) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 20 食事 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しているか。 21 機能訓練 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。 22 健康管理 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じているか。 23 相談及び援助 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例第111号第157条第3項 都条例第111号第157条第4項 都条例第111号第157条第5項 都条例第111号第158条 都条例第111号第159条 都条例第111号第160条 都条例第111号第161条	・サービス提供記録 ・業務日誌等 ・サービス提供記録 ・業務日誌等 ・サービス提供記録 ・業務日誌等 ・サービス提供記録 ・業務日誌等
--	--	--	---

	24 その他のサービスの提供 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーションその他交流行事を行っているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。 25 利用者に関する区市町村への通知 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 26 緊急時等の対応 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 27 定員の遵守 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (2) 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合で	都条例第111号第162条第1項 都条例第111号第162条第2項 都条例第111号第167条（第30条準用） 都条例第111号第163条 都条例第111号第164条第1項 都規則第141号第36条第2号 都条例第111号第164条第2項	・ サービス提供記録 ・ 業務日誌等 ・ 区市町村に送付した通知に係る記録 ・ 緊急時対応マニュアル ・ サービス提供記録等 ・ 利用者名簿 ・ 業務日誌等 ・ 国保連への請求書控え ・ 送迎記録
--	---	---	---

	あつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、定員を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。 この場合、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度に行っているか。 なお、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人までとしているか。 28 衛生管理等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 29 非常災害対策 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	施行要領第3の8の3の(14) 都条例第111号第167条(第109条第1項準用) 都条例第111号第167条(第109条第2項準用) 都規則第141号第37条(第19条の2準用) 都条例第111号第167条(第110条第1項準用)	・衛生管理に関するマニュアル等 ・委員会等の記録 ・指針 ・研修及び訓練実施記録 ・非常災害に関する具体的な計画(消防計画及び風水害、地震等の災害に対応するための計画) ・運営規程
--	---	---	--

	また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。 (2) 都条例第111号第110条は、指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 （耐震措置） (1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（※）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しているか。 ※一定要件 階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所 (2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）	都条例第111号第167条（第110条第2項準用） 施行要領第3の8の3の(18)（第3の6の3の(7)準用） 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3	・避難訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出
--	---	---	--

	の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。 30 掲示 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、重要事項を記載した書面を指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 31 秘密保持等 (1) 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 32 広告 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになってはいないか。	項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条 都条例第111号第167条（第33条第1項準用） 都条例第111号第167条（第33条第2項準用） 都条例第111号第167条（第33条第3項準用） 都条例第111号第167条（第34条第1項準用） 都条例第111号第167条（第34条第2項準用） 都条例第111号第167条（第34条第3項準用） 都条例第111号第167条（第35条準用）	・ 掲示物等 ・ 従業員の秘密保持誓約書 ・ 個人情報同意書（利用者又は家族の署名、その他同意の確認できる書類） ・ パンフレット、チラシ等 ・ ホームページ等
--	---	--	---

	33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 34 苦情処理 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 (4) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また、当該区市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を報告しているか。 (5) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときには、当該改善の内容を報告しているか。	都条例第111号第167条（第36条準用） 都条例第111号第167条（第37条第1項準用） 都条例第111号第167条（第37条第2項準用） 施行要領第3の8の3の(18)（第3の1の3の(28)の②準用） 都条例第111号第167条（第37条第3項準用） 都条例第111号第167条（第37条第4項準用）	・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録 ・ 苦情対応マニュアル ・ 重要事項説明書
--	--	--	---

	35 地域等との連携 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。 36 地域との連携等 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するように努めているか。 37 事故発生時の対応 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 38 虐待の防止 指定短期入所介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に十分に周知すること。 ② 虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	都条例第111号第165条 都条例第111号第167条（第38条準用（第2項を除く）） 都条例第111号第167条（第39条第1項準用） 都条例第111号第167条（第39条第2項準用） 施行要領第3の8の3の(17)（第3の1の3の(30)③準用） 都条例第111号第167条（第39条の2準用） 都規則第141号第37条（第4条の3準用）	・事故対応マニュアル ・事故の状況及び事故に際して採った措置（区市町村、家族、介護支援専門員への報告を含む）の記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録 ・虐待防止委員会等の記録 ・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための研修の実施記録
--	---	--	---

	様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 都条例第111号第167条において準用する第30条の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑤ 都条例第111号第167条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 都条例第111号第167条において準用する第39条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 42 その他 (1) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。 (2) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。		
第5 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を知事に届け出ているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1 月前までに、その旨を知事に届け出ているか。	平成28年9月15日付 老高発0915第1号 水防法第15条の3第1項、第2項 水防法第15条の3第5項 法第75条第1項 法第75条第2項	・避難確保計画 ・訓練記録 ・指定申請書及び変更届控
第6 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚	法第41条第4項	・短期入所生活介護計画書

	生省告示第 19 号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りでない。 (2) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成 27 年厚生労働省告示第 93 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 (3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 2 算定の区分等 (1) 平成27年厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」の 9 のイに適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」の一のイ、ハを満たすものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成27年厚労告第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」の10に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 (2) (1)について、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 (3) 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」の三に該当する場合は、平成12年厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」の三により算定しているか。 3 身体拘束廃止未実施減算 身体拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体拘束等の適正	平12厚告19の別表の8 平12老企39 平12厚告19の2 平12厚告19の3 平12厚告19別表の8のイの注1 平12厚告19別表の8	・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別票 ・サービス提供証明書 （「短期入所生活介護サービスコード表」参照） ・加算体制届出 （以下同じ） ・身体拘束等の適正化のための対策
--	---	---	---

	化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 4 高齢者虐待防止措置未実施減算 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 5 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 6 生活機能向上連携加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、8の個別機能訓練加算を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき所定単位数に加算する。 (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	のイの注3 平27厚労告95の34の3の2 平12厚告19別表の8 のイの注4 平27厚労告95の34の3の3 平12厚告19別表の8 のイの注5 平27厚労告95の34の3の4 平12厚告19別表の8 のイの注8 平27厚労告95の34の5	を検討する委員会等の記録 ・身体拘束等の適正化のための指針 ・身体拘束等の適正化のための研修の記録 ・高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会等の記録 ・高齢者虐待防止のための指針 ・高齢者虐待防止のための研修の記録 ・業務継続計画 ・業務継続計画に関する研修の記録
--	--	--	--

	※別に厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。 イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)のみ ①指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)のみ ①指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ハ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通 ①個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ②イ、ロの①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。 7 機能訓練指導員に係る加算 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」と	平12厚告19別表の8 のイの注9	
--	--	------------------------------	--

	いう。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき所定単位数に加算しているか。 8 個別機能訓練加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合に、個別機能訓練加算として、1日につき所定単位数に加算しているか。 9 看護体制加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数に加算しているか。 ただし、看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅲ)イ又はロを算定せず、看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅳ)イ又はロを算定しない。 ※厚生労働大臣が定める施設基準 (1) 看護体制加算(Ⅰ) 次に掲げる基準に適合すること。 ① 常勤の看護師を1名以上配置していること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (2) 看護体制加算(Ⅱ) 次に掲げる基準に適合すること。 ① 当該事業所の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。 ② 当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは	平12厚告19別表の8 のイの注10 平27厚労告95の36 平12厚告19別表の8 のイの注11 平27厚労告96の12	
--	---	--	--

	訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 ③ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (3) 看護体制加算（Ⅲ）イ 次に掲げる基準に適合すること。 ② 利用定員が29人以下であること。 ② 指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上であること。 ③ (1) ①及び②に該当するものであること。 (4) 看護体制加算（Ⅲ）ロ 次に掲げる基準に適合すること。 ① 利用定員が30人以上50人以下であること。 ② (3) ②及び③に該当するものであること。 (5) 看護体制加算（Ⅳ）イ 次に掲げる基準に適合すること。 ① (2) ①から③まで並びに (3) ①及び②に該当するものであること。 (6) 看護体制加算（Ⅳ）ロ 次に掲げる基準に適合すること。 ① (2) ①から③まで、(3) ②及び (4) ①に該当するものであること。 10 医療連携強化加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき所定単位数に加算しているか。 ただし、23の在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。		
--	--	--	--

平12厚告19別表の8
のイの注12
平 27 厚労告 95 の
37
平 27 厚労告 94 の
20

	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数に加算しているか。 14 若年性認知症利用者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準（受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。）に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき所定単位数に加算しているか。 ただし、13の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。 15 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき所定単位数に加算しているか。 16 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ） 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費を支給する場合は、単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定しているか。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（居室の面積が10.65㎡以下）に適合する従来型個室を利用する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況	平12厚告19別表の8のイの注15 平12厚告19別表の8のイの注16 平27厚労告95の18 平12厚告19別表の8のイの注17 平12厚告19別表の8のイの注18 平27厚労告96の13	
--	---	---	--

	に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者		
	17 緊急短期入所受入加算 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日）を限度として、1日につき所定単位数に加算しているか。 ただし、13の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19別表の8 のイの注19 平27厚労告94の21	
	18 連続して30日を超える日以降の短期入所生活介護費の算定 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定していないか。	平12厚告19別表の8 のイの注21	
	19 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合の短期入所生活介護費の算定 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。ただし、20を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19別表の8 のイの注22 平27厚労告94の22	
	20 連続して60日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合の短期入所生活介護費の算定 連続して60日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、2の算定	平12厚告19別表の8 のイの注23 平27厚労告94の22の	

	の区分等の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に従い、所定単位数を算定しているか。 単独型短期入所生活介護（Ⅰ）又は単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定すべき指定介護短期入所生活介護を行った場合 イ 要介護 1 ロ 要介護 2 ハ 要介護 3 ニ 要介護 4 ホ 要介護 5 21 口腔連携強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算しているか。 ※厚生労働大臣が定める基準 イ 指定短期入所生活介護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数の区分番号C 0 0 0に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 ロ 次のいずれにも該当しないこと。 (1)他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 (2)当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導	2 平12厚告19別表の8のハの注 平27厚労告95の34の6	
--	---	--	--

	事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 (3)当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。 22 療養食加算 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食（疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常病食、痛風食及び特別な場合の検査食）を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数に加算しているか。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。 23 在宅中重度者受入加算 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していない場合に限る。） ロ 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定していない場合に限る。）	平12厚告19別表の8 のニの注 平27厚労告94の23 平27厚労告95の35 平12厚告19別表の8 のホの注	
--	--	---	--

	ハ 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロ及び（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロをいずれも算定している場合 ニ 看護体制加算を算定していない場合 24 認知症専門ケア加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ※厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ③ 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催し	平12厚告19別表の8のへの注 平成27厚労告95の3の5	
--	---	---	--

	ていること。 ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① イの基準のいずれにも適合すること。 ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③ 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 25 生産性向上推進体制加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) ※厚生労働大臣が定める基準 イ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 (一)業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機		
--	---	--	--

平12厚告19別表の8
のトの注
平27厚労告95の37の
3

	器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (二)職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (三)介護機器の定期的な点検 (四)業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5)事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に提出すること。 ロ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)イ(1)に適合していること。 (2)介護機器を活用していること。 (3)事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 26 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		
--	---	--	--

平12厚告19別表の8
のチの注
平27厚労告95の38

	27 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の140に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の113に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定短期入所生活介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該指定短期入所生活介護事業所において、介護福祉士で	平 12 厚告 19 別表の 8 のりの注 平 27 厚労告 95 の 39	・ 介護職員等処遇改善計画書 ・ 給与明細等
--	---	--	---

	あつて、経験・技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (2) 当該指定短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること。 (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。 (4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。		
--	---	--	--

	(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10) 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イ(1)（一）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ニ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イ(1)（一）、(2)から(6)まで、(7)（一）から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 28 定員超過利用に係る減算 利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。		
--	--	--	--

平 12 老企 40 第 2 の
2(3)

＜参考＞

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)
法施行規則	⇒	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
都条例第111号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
施行要領(居宅サービス)	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
省令第38号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)
平11老企第22号	⇒	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)
老企25	⇒	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
平12厚告19	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12厚告20	⇒	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)
平12厚告29	⇒	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第29号)
平12老企第36号	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
平12老企第39号	⇒	指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについて(平成12年3月1日老企第39号)
平12老企40	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企40号)
平12老振24・老健93	⇒	要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について(平成12年4月11日老振第24号・老健第93号)
平12老計8	⇒	指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて
平13老振発第18号	⇒	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚労告第127号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚労告83	⇒	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚労告第118号	⇒	厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号)
平27厚労告94	⇒	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚労告95	⇒	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚労告96	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
平30厚労告218	⇒	厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(平成30年5月2日厚生労働省告示第218号)

- 平24厚劳告120 ⇒ 厚生労働大臣が定める地域(平成24年3月13日厚生労働省告示120号)
- 平30厚劳告80 ⇒ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準(平成30年3月22日厚生労働省告示80号)